

議案第 74 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 12 月 9 提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行により、会計年度任用職員制度が導入されること等に伴い、本町の関係条例においても所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例

(里庄町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 里庄町職員の給与に関する条例(昭和27年里庄町条例第18号)の一部を次のよ
うに改正する。

第17条の3を次のように改める。

(臨時又は非常勤の職員の給与)

第17条の3 臨時的任用職員については、任命権者は他の職員の給与との権衡を考慮し、
予算の範囲内で給与を支給することができる。

2 前項の職員には、他の条例に別段の定めがない限り、同項の給与のほか、他のいかな
る給与も支給しない。

3 この条例に定めるもののほか、常勤を要しない職員の給与は、別に条例で定める。

(里庄町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 里庄町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和27年里庄町条例第
20号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用に
ついては、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第
2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(里庄町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 里庄町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和27年里庄町条例第21号)
の一部を次のように改正する。

第3条中「給料の月額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員について
は、これに相当する報酬の額)」を加える。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年里庄
町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

別表交通指導員の項、社会教育指導員の項、幼稚園園長の項及び町税等徴収嘱託員の
項を削り、同表中「第3条第3項第3号」の次に「又は第3号の2」を加える。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年里庄町条例第12号)の一部を次のよ
うに改正する。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律
第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定す
る会計年度任用職員を除く。)」を加える。

(里庄町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 里庄町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(平成6年里庄町条例第12
号)の一部を次のように改正する。

第 18 条中「考慮して」の次に「、町長の定める基準に従い」を加える。

(里庄町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 7 条 里庄町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年里庄町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「占める職員」の次に「及び同法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員」を加える。

(一般職非常勤宿直員の報酬、勤務条件等に関する条例の廃止)

第 8 条 一般職非常勤宿直員の報酬、勤務条件等に関する条例（平成 24 年里庄町条例第 5 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。